

2. 食品衛生

(1) 食品取扱施設及び監視指導

食中毒をはじめとする食品等による危害を未然に防止し、食品衛生の確保・向上を図るため食品衛生監視員を配置し、食品取扱施設の監視指導、収去検査、講習会等を実施し、施設の整備、不良食品の排除、衛生知識の普及啓発等に努めています。

食品取扱施設数(全体)

(単位:件)

年度	総数	許可業種	届出業種
令和元年度	9,765	4,600	5,165
令和2年度	9,778	4,559	5,219
令和3年度	5,129	3,687	1,442

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」が令和3年6月に施行され、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設、それに伴い県条例の届出の廃止等が行われたため令和3年度は施設数が減少しています。

(2) 営業の許可及び監視指導

食品衛生法及び長崎県条例に基づき、飲食店その他製造業等に対する許可業務を行うとともに食品取扱施設の監視を行っています。

食品衛生法の許可を要する施設及び監視状況

(単位:件)

年度	許可件数		廃業件数	現在施設数	監視件数
	新規	継続			
令和元年度	390	550	460	4,600	4,856
令和2年度	382	547	423	4,559	2,262
令和3年度	291	370	317	3,687	867
《内訳》					
飲食店営業	235	302	234	2,685	491
喫茶店営業	1	0	16	205	14
食肉販売業 ※1	8	5	9	92	61
魚介類販売業 ※1	9	30	19	156	61
氷雪販売業 ※1	0	-	2	-	0
乳類販売業 ※1	0	-	-	-	0
魚介類せり売業	0	0	0	2	0
集乳業	0	0	0	-	1
乳処理業	0	0	0	1	9
乳酸菌飲料製造業	0	-	-	1	0
食肉処理業	1	3	2	24	18
菓子製造業	14	23	14	253	64
あん類製造業	0	-	1	2	1
アイスクリーム類製造業	1	1	2	19	9
乳製品製造業	1	0	0	4	4
清涼飲料水製造業	0	1	1	6	16
食肉製品製造業	0	0	0	3	3
魚肉練製品製造業	0	-	-	8	8
氷雪製造業	0	0	0	2	4
食用油脂製造業	0	0	2	1	0
みそ製造業	0	-	1	8	2
しょうゆ製造業	0	-	0	3	1

酒類製造業	1	1	1	4	3
とうふ製造業	1	0	1	6	2
めん類製造業	0	2	0	12	4
そうざい製造業	11	8	4	79	30
食品の冷凍又は冷蔵業	0	-	0	19	25
缶詰又は瓶詰食品製造業	0	-	6	6	1
ソース類製造業	0	-	2	7	0
添加物製造業	0	0	0	-	0
魚介類加工業	0	-	0	45	0
魚介類販売業(無店舗)	0	-	0	13	0
調理機能を有する自動販売機 により食品を調理し、調理された 食品を販売する営業 ※2	1	2	0	3	3
水産製品製造業 ※2	3	7	0	10	21
液卵製造業 ※2	0	0	0	-	0
みそ又はしょうゆ製造業 ※2	0	0	0	-	0
複合型そうざい製造業 ※2	0	0	0	-	0
冷凍食品製造業 ※2	0	0	0	-	0
複合型冷凍食品製造業 ※2	0	0	0	-	0
漬物製造業 ※2	4	2	0	6	8
密封包装食品製造業 ※2	0	1	0	1	3
食品の小分け業 ※2	0	1	0	1	0

(注)令和3年6月の食品衛生法の改正により、営業の許可が必要な業種が変更されました。

(※1:一部又はすべてが営業の届出へ移行した業種 ※2:新設された業種)

(4) 食中毒事件の発生状況

年 度	事件数	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因施設	原因食品	病因物質
平成 28 年度	3	10.19	11	2	0	飲食店	鶏レバー湯引き(推定)	カンピロバクター
		10.19	7	1	0	飲食店	ふぐ(種別不明)の筋肉	テトロドトキシン
		1.15	12	10	0	飲食店	洋風料理	ノロウイルス
平成 29 年度	5	4.7	2	1	0	家庭	ツブ貝(推定)	テトラミン(推定)
		6.23	156	44	0	飲食店	弁当	黄色ブドウ球菌
		9.2	6	2	0	飲食店	ささみのレア焼き(推定)	カンピロバクター
		11.18	1	1	0	販売店	アジの刺身	アニサキス
		2.19	2	1	0	不明	不明	アニサキス
平成 30 年度	4	6.11	1	1	0	販売店	サバ、アジ、タイの刺身盛	アニサキス
		9.11	1	1	0	飲食店	刺身定食	アニサキス
		1.30	496	76	0	飲食店	当該施設の食事	ノロウイルス
		3.15	19	11	0	飲食店	当該施設の食事	カンピロバクター
令和元年度	2	9.21	25	10	0	飲食店	当該施設の食事	カンピロバクター
		12.1	5	4	0	飲食店	当該施設の食事	カンピロバクター
令和 2 年度	0	-	-	-	-	-	-	-
令和 3 年度	1	12.6	不明	16	0	飲食店	サンドイッチ	ノロウイルス

(5) 行政処分状況

(単位:件)

年 度	営業許 可取消	営業の 禁 止	営業の 停 止	改 命 善 令	物品の 廃 棄	その他 (始末書等)	告発件数	
							無許可営業	その他
令和元年度	0	0	2	0	0	32	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0	0	4	0	0
令和 3 年度	0	0	1	0	0	3	0	0

(6) 食品衛生協会の育成

食品衛生協会の行う事業、特に食品衛生責任者講習会、食品衛生指導員による巡回指導等に対し積極的に協力し、営業者自身による自主管理体制の確立に努めています。また、活動補助金を交付し協会の自主活動の助長を図っています。

(7) 営業者、消費者に対する衛生講習会開催状況

年 度	総数		営業者		消費者	
	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員
令和元年度	48	3,000	43	2,800	5	200
令和 2 年度	9	3,135	6	3,076	3	59
令和 3 年度	9	1,911	8	1,902	1	9